

## 鯨類捕獲調査円滑化事業費補助金（継続）

### 1 趣 旨

(1) 1982年のIWC（国際捕鯨委員会）で反捕鯨国の数の力で採択された捕鯨一時停止（モラトリアム）により、我が国の捕鯨は1988年3月をもって中断を余儀なくされた。

ただし、モラトリアム決定の付帯条件では、捕鯨の包括的資源評価を実施するとともに新しい資源管理方式（改訂管理方式）を開発し、1990年までにモラトリアムを見直すこととなっている。

(2) しかし、反捕鯨国が多数を占めるIWCでは、反捕鯨国の捕鯨再開阻止の姿勢は依然として強く、科学的な作業は進められているものの、モラトリアムの見直しには至っていない。

(3) このため、引き続き科学的根拠の積み上げにより対応する必要があり、我が国は必要な情報収集に向けて捕獲調査及びそれに係る目視調査を行っているところである。

(4) しかしながら、我が国が行う調査捕鯨については、環境保護団体から毎年のように妨害行為が行われており、特に年々過激化する状況にあることから、安全かつ確実な調査を確保するため妨害予防対策を講じる必要がある。

### 2 事業内容

環境保護団体による妨害行為が年々過激化する状況の中で、南極海及び北西太平洋における鯨類捕獲調査が安全かつ確実に実施できるようにするために行う妨害予防対策に対して助成するものとする。

### 3 事業実施主体

財団法人 日本鯨類研究所

### 4 事業実施期間

平成21年度～平成23年度

### 5 平成23年度概算決定額（前年度予算額）

715, 195千円（794, 662千円）

### 6 補助率

定 額

### 7 担当課

水産庁遠洋課 03-3502-2443（直）